

ガレリアかめおか人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ガレリアかめおか人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運用に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 人材バンクは、生涯学習ニーズが多様化する中で、生涯学習に関する優れた知識や技能を持つ人材を講師として登録することにより、生涯学習指導者を発掘、育成し、また学習者各人の学習成果が次の学習者や世代に活用、反映される循環型生涯学習を実現することを目的として設置し、運用するものとする。

(事務)

第3条 公益財団法人生涯学習かめおか財団は、人材バンクに関し、事務局として次の各号の事務を行う。

- (1) 人材の登録、及び登録内容の変更、取り消しに関すること
- (2) 登録された情報の管理、及び提供に関すること
- (3) 登録された講師の派遣に関すること
- (4) その他、人材バンクの運用に必要なこと

(講師)

第4条 人材バンクの講師には、この制度の目的を理解し、生涯学習推進のため自らの知識及び技能を市民に積極的に提供する意思があり、下記の基準を満たす者が登録できる。

- (1) ガレリアかめおかの施設を利用して行われる講座において、継続して1年以上かつ年間10日以上指導した経験を有すること
 - (2) その他、事務局が登録にふさわしいと認める者
- 2 人材バンクに登録した講師は、利用者及び事務局の要望に可能な限り柔軟に対応し、生涯学習活動の指導を誠実にを行うこととする。

(講師登録の申請)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、事務局に登録申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の登録申請書を受けた場合、登録の可否を審査の上、その結果を申請者に通知し、登録を承認した場合は登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は2年間とする。年度途中の登録については、当該期間の最終年度末日までとする。

(登録内容の変更・取消及び更新)

第6条 人材バンクの講師は、登録内容に変更のあった場合は、速やかに登録内容の変更届(別記第3号様式)を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録証の記載事項に変更が生じた場合、事務局は変更前の登録証の返還を受けた後、再交付を行なうものとする。
- 3 人材バンクの講師は、登録更新を希望する場合は、登録有効期限までに登録更新申請書(別記第3号様式)を事務局に提出し、登録を更新することができる。
- 4 前項の期日までに登録更新申請書が提出されない場合は、登録を取り消すものとする。

(登録の拒否及び取り消し)

第7条 事務局は、次の各号に該当する場合、講師登録を拒否し、又は既に承認された登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消届け(別記第3号様式)により申し出があったとき
 - (2) 登録者が偽り、その他不正な手段により登録証の交付を受けたとき
 - (3) 登録、又は登録しようとする内容が物品の販売等の営利を目的としているとき、その他生涯学習と著しくかけはなれた事を目的としているとき
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的としているとき
 - (6) 宗教上の教義を広め、儀式行為を行ない、及び信者を教化育成することを目的としているとき
 - (7) その他事務局が登録、又は登録を継続することが不相当と認めるとき
- 2 前項の規定により登録を取り消された者は、直ちに登録証を事務局に返還しなければならない。

(利用申請)

第8条 人材バンクに登録された講師の派遣を希望する者(以下「利用者」という。)は、申請を希望する日の20日前までに事務局に申請書(別記第4号様式)を提出し、事務局の承認を受けなければならない。

- 2 利用者は、派遣を希望する事業に関する責任者を決定し、申請書に明記しなければならない。
- 3 前項に規定する責任者は、18歳以上の者とする。

(講師派遣の拒否)

第9条 次の各号の一に該当する活動を行ない、若しくは活動を行なおうとする者から利用申請があった場合、事務局は講師派遣を拒否することができる。

- (1) 物品の販売、その他営利を目的とする活動
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とした活動

(4) 宗教上の教義を広め、儀式行為を行ない、及び信者を教化育成することを目的とした活動

(5) その他、事務局が不相当と認める活動

(経費の負担)

第10条 講師謝金、材料費、その他人材バンクを利用して実施される事業に関する経費については、利用者が負担するものとする。

(報告書の提出)

第11条 人材バンクから登録講師の派遣を受け、事業を開催した場合は、事業終了後すみやかに事務局に実績報告書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(紛争の解決)

第12条 人材バンクから登録講師の派遣を受けて開催された事業において、紛争が発生した場合は、申請者と登録者が協議して解決することとし、事務局はその責を負わない。

(情報の管理)

第13条 人材バンクに登録された情報は、事務局がこれを管理する。

2 事務局及び講師、並びに利用者は、人材バンク運用上知り得た個人情報を、人材バンクの運用以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、本人の同意を得たときは、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱の運用に関し、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。